

清川村指令環第5号

一般廃棄物処理業許可証

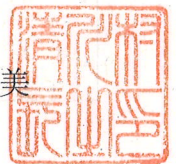
住 所 愛甲郡愛川町角田 3667 番地
氏 名 株式会社 アクト・エア
代表取締役 富岡 康 則

令和8年3月23日付で申請のあった一般廃棄物処理業許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

営業所の所在地 及び名称	愛甲郡愛川町角田 3667 番地 株式会社 アクト・エア 総合リサイクルセンター
取扱廃棄物 の種類	一般廃棄物 (可燃ごみ・不燃ごみ)
収集運搬及び 処分の別	収集・運搬 (積替・保管は含まない)
営業の区域	清川村内
許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
備考	

令和8年3月27日

清川村長 岩澤 吉 美



注 意

- 1 この許可証は、他人に譲渡し又は貸与してはならない。
- 2 この許可証を亡失又はき損、汚損した場合は、遅滞なくその旨を村長に届出して再交付を受けなければならない。
- 3 営業の全部もしくは一部を廃止しようとする時、又は表面記載事項に変更のあった時は、その旨を届出しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに許可証を村長に返納しなければならない。

- (1) 許可を取消された時
- (2) 業務を廃止した時
- (3) 業務の全部の停止を命ぜられた時
- (4) 業務の全部を休止した時
- (5) 許可証の再交付を受けた後、亡失した許可証を回復した時

